

OTA事業者と連携したアジア向けプロモーション事業業務委託企画提案に係る質問及び回答

	該当箇所	質問	回答
1	<p>2 応募資格 (7) 愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」に記載され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。</p>	<p>大分類「03. 役務の提供等」—中分類「13. 旅客業」—小分類「01. 旅行」の営業種目において、入札参加資格者名簿に記載されていないことから、名簿への掲載を今後申請する予定であるため、応募書類提出期限までに掲載が完了しない。この場合、応募を受け付けてもらえるか？</p>	<p>応募時点で、愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」に記載され、お示しした営業種目分類のいずれにも該当する者である必要があります。 なお、「OTA事業者と連携したアジア向けプロモーション事業業務委託企画提案募集要領」のうち「2 応募資格」の(8)に記載のとおり、協力会社等と組む場合は、事前に共同事業体協定書の締結をもって共同事業体を結成し、共同事業体等を代表とする事業者が応募を行うこともできます。</p>
2	<p>2 応募資格 (7) 愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」に記載され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。</p>	<p>公募参加時点で名簿に記載されていることが必須か？</p>	<p>お見込みのとおりです。 応募時点で、愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」に記載され、お示しした営業種目分類のいずれにも該当する者である必要があります。 なお、「OTA事業者と連携したアジア向けプロモーション事業業務委託企画提案募集要領」のうち「2 応募資格」の(8)に記載のとおり、協力会社等と組む場合は、事前に共同事業体協定書の締結をもって共同事業体を結成し、共同事業体等を代表とする事業者が応募を行うこともできます。</p>